

建設・特定目的事業費予算要求明細書 [平成 20 年度 当初予算]

主管課 健康福祉課 (単位 千円)

事業名	成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)						事業区分	継続	総合計画における評価	補助金の有無	補助対象事業費の率	国		県		超債充当率	その他	一般	
	50%	%	25%	%	%	%						25%	%						
事業費及び財源内訳	区分	事業費	補助対象事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	補助金交付決定の時期		月	事業実施の時期		月	月	月	月	月	
	本年度	458	458	229	114			115	現況・施工の理由、効果等										
	前年度	458	458	229	114			115	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する。										
	比較	0	0	0	0			0	老入? → 92 万円										
事業予算の明細	一般	会計	3 款			1 項		1 目		事業の内容及び目的									
	節	本年度	前年度	比較	説明・積算基礎等														
	12 役務費	122	122	0	通信運搬費 切手代 5,000円×1人=5,000円 登記手数料 4,000円×1人=4,000円 申立て手数料 800円×1人=800円 診断書料 12,000円×1人=12,000円 鑑定費用 100,000円×1人=100,000円 計 116,800円			・成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成 ・利用対象者 次のいずれにも該当するもの ア 障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者または精神障害者 イ 町が、知的障害者福祉法第28条または精神保健福祉法第51条の11の2にも基づく町長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認めるもの ウ 所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の一部について、助成を受なければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者 ・対象経費 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の一部											
	20 扶助費	336	336	0	後見人費用 28,000円×1人×12ヶ月=336,000円														
合計	458	458	0	実施に必要な手続等															

一般会計分 一色岡

建設・特定目的事業費予算要求明細書 [平成 20 年度 当初予算]

主管課 福祉課 (単位 千円)

事業名	事業区分	総合計画における評価	補助金の有無	補助対象事業費の財源率	国		県		起債充当率	その他		一般
					41 %	20 %	20 %	19 %				
事業費及び財源内訳	事業費	補助対象事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	補助金交付決定の時期	月	事業実施の時期	月～	月
	本年度	906	906	366	183	183	174	現況・施工の理由、効果等				
	前年度	906	906	366	183	183	174					
	比較		0	0	0	0	0					
	介護保険特別会計		3款		2項		5目					
	節	本年度	前年度	比較	説明・積算基礎等			事業の内容及び目的				
事業予算の明細	12 役務費	234	234	0	任意事業費 手数料 234千円			【成年後見人費用助成制度】 認知症高齢者の成年後見制度の利用促進を図るため重度の認知症高齢者の内で後見人制度に係る費用の負担がが困難なものにその費用を助成する。				
	20 扶助費	672	672	0	登記手数料 4,000円×2人=8,000円 申し立て手数料 800円×2人=1,600円 診断書料 12,000円×2人=24,000円 鑑定費用 100,000円×2人=200,000円 233600							
					扶助料 672千円 成年後見制度後見人費用扶助料 後見人費用 28,000円×2人×12ヶ月=672,000円							
合計		906	906	実施に必要な手続等								

介護事業特別会計 一色町